

秋元市長へ（いじめ重大事態調査報告書に対し再調査を求める所見）

児童Aとその両親

結論

いじめ重大事態調査の再調査を求めます。再調査を求める要件である「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）」（以下、ガイドライン）の第10 地方公共団体の長による再調査（において（再調査を行う必要があると考えられる場合）のうち「③学校の設置者及び学校の対応について、十分な調査が尽くされていない場合」など、多数の要件に該当します。

平成25年施行の「いじめ防止対策推進法」（以下、法）や文部科学大臣による「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、方針）を受けて、「いじめ防止対策協議会」が設置され、法や方針にのっとった適切な調査が適切に行われるように作成されたのがガイドラインであり、被害者やその家族の保護や「寄り添い」が規定されています。

にもかかわらず、被害児童や保護者が『再調査が必要だ』と判断せざるをえないほど、法や方針及びガイドライン、札幌市や学校のいじめ防止基本指針を無視した調査が行われ、被害者やその家族は疲弊しました。そのようになった原因を探り、検証と再発防止策の提示を強く求めます。

特に、被害児童や保護者の証言が書かれた文書のほとんどを黙殺し、加害者や、加害者をかばう学校、その管理職に都合の良い事実だけが採用されるような調査に至った経緯を検証し、学校主体による重大事態調査が行われることによって被害児童や保護者に二次被害が生じた現実を真摯に受け止め、二度とこのような不公正な調査が行われることのないように、札幌市における教育行政のシステムの不備を見直し再構築することを求めます。

1. 所見の要旨

現在、被害児童は、中学校に通い、授業を受けられるまで回復した。仲間や先生方にも恵まれ、クラスの中で授業を受けられることの幸せを噛みしめている。当たり前のように学校に通える、通わせられることが、どれほど幸せなことか。復帰に向けて支えてくださったすべての皆様に感謝申し上げたい。

一方で、いじめの黙殺・加担を行い、それがバレそうになると、被害児童やその保護者に事態悪化の責を負わせた挙句に、都合の悪いことは隠蔽して「なかったこと」にする小中学校側やその行動を黙認する札幌市教育委員会は、本当に法治国家の行政機関なのか疑念

を抱かずにはいられない。本所見によって、個人攻撃をするつもりは毛頭ないが、発生した事実を積み上げるという基礎的な対応を怠ったことで、質の高い事実に基づく再発防止策の制定を組織的に妨害した学校と、それを黙殺する札幌教育委員会が連携し、いじめを「なかったことにできる」という構造的欠陥を放置すれば、「いじめ」を受けても適切な保護や救済を受けられず、教育を受ける権利を奪われる児童生徒たちは今後も増え続けるだろう。

たとえば、本報告書において、いじめの第一報の日時が、被害者側と学校側で食い違っているのに、被害者の証言を無視し、学校側の一方的な主張を採用している。被害者や保護者が第一報として勇気を出して告発しても、“学校が記録しなければ”、それが「なかった」ことになるという調査委員会の認定は、調査の公平公正性の観点からも、任意性の観点からも適切なものではない。

さらに、被害の第一報に対する学校による不適切な取り扱いのほか、学校や教育委員会が違法性のある対応によって被害が拡大した部分までも、加害児童や学級に責を負わせることも、公正性の観点から好ましいものとは言えない。

法とガイドラインにおける、再調査を求める要件に該当していると考えられるため、被害児童とその保護者は再調査を求める。本来、再発防止のきっかけを作るための重大事態調査を、学校側の都合で、第三者委員までを巻き込んで、骨抜きにしまったことに、被害者側として抗議する。また、児童からの証言の収集にあたり、利害関係のある学校管理職による誘導尋問の有無に関して確認をもとめる。

いじめを深刻化させる原因を作っただけではなく、学校の不適切な対応について調査委員会に対して申告せず、隠ぺいするよう促した当時の学校長と教頭、主幹、担任教諭に対して、児童が失った機会損失と釣り合う重さの厳罰が下ることを期待する。

また、ガイドラインには、第三者委員を含めた調査委員の名前は、特段の理由がない限り公開と定められて、被害児童保護者も公開を希望していた。にもかかわらず、理由の説明をせずに『第三者委員の氏名は匿名で当然である』と被害児童保護者に説明した教育委員会の対応が、法の趣旨に沿っているのかについても検証を求める。

2. はじめに

いじめの重大事態にかかる調査において、「調査結果を地方公共団体の長に報告する際、

被害児童生徒・保護者は、調査結果にかかる所見をまとめた文書を、当該報告に沿えることができる。」と定められている。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平

成29年3月）」（以下、ガイドライン、第7 調査結果の説明・公表（地方公共団体の長等に対する所見の提出）から引用）その、「所見をまとめた文書」が本文書にあたる。

また「いじめ防止対策推進法」（以下「法」）、とその目的を達成するために作成された「ガイドライン」の定めるところにより、札幌市教育委員会は、「重大事態」が発生した場合は、公正性と中立性が確保された調査組織を設置し、被害児童に対して何が起こったのか、いじめにあたるかどうか事実関係を調査し、学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割が果たされていたかなどを分析することが求められる。その責務が果たされていないように被害者側からは見えることを後述する。

なお、「ガイドライン」の2ページ目、「はじめに」の直後、第1 **学校の設置者及び学校の基本的姿勢** には、次のような記載がある。（太字下線は、被害児童保護者による）

（基本的姿勢）

- 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめ事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- 学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、すべてを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切な説明を行うこと。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢を持つことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。
- 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事実の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家族に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。

被害児童・保護者の「何があったか知りたい」という切実な思いには、調査委員会の誰が応えてくれていたのでしょうか。学校や教育委員会は、不都合なことも、すべて明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直したうえで、我々に適切な説明をしていたのでしょうか。詳細な調査が行われなければ、全容が分からないと認識できていたのでしょうか。「被害者である児童生徒やその家族に問題があった」に類する発言は、無かったと言い切れるのでしょうか。調査により膿を出し切り、いじめ防止等の体制を見直し、再発防止につなげることはできたのでしょうか。これだけ、学校や加害者に都合が悪い事実を黙殺して、再発防止にどのようにつなげるのでしょうか。

残念ながら、「ガイドライン」の書き出しに書いてある最重要事項を、学校や学校設置者である教育委員会、さらに調査委員会メンバーは誰一人として、ほとんどすべての項目で、守ろうとすることはありませんでした。法やガイドラインが、ここまで軽視されているという基本的姿勢で調査報告書が完成してしまったことに、被害児童・保護者としても残念に思います。

我が子は小学6年の前半を過ごした小学校を、いじめによって、そして「いじめ」が存在する理不尽を、早い段階で担任や教頭に対して告発していたのにも関わらず、いじめの存在を認めようとしないクラス担任や学校による隠蔽によって、次第にクラスからも学校からも居場所を失い、転校を余儀なくされました。その間、その後も、いじめの加害者たちは、クラスの中で、新たな標的を探し、笑って授業を受けられていたと聞いています。

昨今、テレビの報道で、以下のような言説が、議論を呼びました。「10人の加害者の未来と、1人の被害者の未来、どちらが大切ですか。10人ですよ。1人のために10人の未来をつぶしていいんですか。どちらが将来の日本のためになりますか。もう一度、冷静に考えてみてください」と、学校関係者が発言したとされるものです。当事者片方が発言内容を否定しているため、真意のほどは分かりませんが、多数を守るために、少数を犠牲にしてもやむを得ないという思想と体制が、北海道の教育界にはあり、我が子も命を奪われるケースがあり得たのだと恐怖しました。そして、みんなでクラスの中で授業を受け、みんなで卒業する未来をつぶされなかったのは、結果的には10名の方、加害者たちでした。

学校長や教頭、教員たちが夢見た、お花畑にあふれた世界では、子供たちは「いじめ」をしないのかもしれませんが、しかし、現実には残酷です。大人だけではなく子供たちだって、行き場のないイライラをぶつける方向を誤ることだってあるでしょう。スクールカーストは存在し、誰かより何かで上であることによって精神の安定を得ることよくあるでしょう。その状態で、勇気をもって、「いじめ」を告発している児童を黙殺すれば、それは、「その程度はやっていいこと」と認識され、「いじめ」を行う者の行動がエスカレー

トすることは、教育のプロであれば容易に理解できることであつたと考えます。しかし、担任も学校も、あとから「いじめ」と認定される行為を、黙認・黙殺し続けた結果、我が子は学級に入れなくなるまで、精神的・肉体的なダメージを負い続けることになりました。これは、学校として「気が付かなかつた」で、すまされることなのでしょう。

被害児童や保護者が一貫して求めてきたのは、事実の正確な記録と記載、可視化であり、事実に基づく判断であり、「見て見ぬふり」を繰り返す黙認・黙殺ではありません。ただ、札幌市の小学校では、うまく「見て見ぬふり」をして、余計なことをしない人が、先生・児童問わず高い評価を受け、法律やガイドライン、指針が軽視されています。そして、教育委員会は、学校の設置者として、責任を果たすことなく、学校教員と第三者数名で構成される、調査委員会に対応を丸投げし、学校側が事実確認を意図的に省いたり間引いたりする対応を黙認しました。これが、法やガイドラインに沿った調査といえるのでしょうか。

現在、被害児童は、中学校に通っている。クラスの中で、クラスメートと談笑し、授業を受けられるまで回復している。仲間や先生方にも恵まれ、クラスの中で授業を受けられることの幸せを、親子ともども噛みしめている。当たり前のように学校に通える、通わせられることが、どれほど幸せなことか、数年前には分からなかつた。復帰に向けて支えてくださったすべての皆様に感謝申し上げたい。ただ、児童Aの場合、トラウマを抱えながらも、集団行動・コミュニケーションができるまで回復できたのは、転校・進学後に恵まれた環境が重なつたからというよりほかない。同様な状況に陥つた児童の多くは絶望し、学校組織そのものに居られなくなる可能性が高いだろう。学校組織が、不登校児童という生贄をささげなければ、成り立たない現状を少しでも改善するには、どのような経緯で、学校がいじめを黙認・黙殺して、いじめを助長し、犠牲者を生み出しているか、事実関係を正確に記述し、再発防止につなげなければならない。

札幌市教育委員会が推奨する「学校主体調査」だけで、客観調査を行うことは困難である。報告書と本所見を見比べれば、報告書の事実の積み上げが、如何に稚拙で、学校側に都合の良いことを中心に並べた、偏つたものであるかがわかるかと思う。そもそも、いじめを黙殺した責任を認めたくない学校側が調査主体となることで、客観性をどのように担保しようとしていたのか、調査組織形成の段階で既にあつた問題点に、学校設置者である教育委員会が対策せずに放置した状態で、最後まで突き進むとどのようなことになるかが示されている。

調査前や調査中に、教育委員会や調査委員会から、被害者側に対して、複数回説明が

あった通り、「被害児童や保護者は、再調査の要件に該当していると考えれば、再調査を求める所見を札幌市長に提出してよい」はずなので、本所見によって再調査を求める。再調査が必要であると考えられる要件のうち、「学校の設置者及び学校の対応について、十分な調査が尽くされていない場合」には、少なくとも該当することを、本所見によって主張させていただく。

3. 被害児童と保護者から見た本件いじめの経緯

被害児童も保護者も、これまで学校やクラス担任と、頻繁にコミュニケーションをはかるタイプであり、その年も例外ではありませんでした。親子での何気ない会話から、4月早々にクラスの荒れを覚知し、被害児童と友人が同じクラスの児童からの暴言暴力により心を痛めていることを理解し、保護者は仕事を休み、夫婦で授業参観に向かうことにしました。

そこで目にしたのは、児童にいま何をやって欲しいのか、伝えきれていない担任の授業と、何をやっていいか、分からずざわつく子供たちの姿でした。4月の授業参観でこの状態で、普段がどうであるか、これからどうなりそうであるかは、想像に難くはありません。被害児童保護者（母親）は、クラスがざわつき、荒れ始めている現実と、それを引き起こす担任の指導技術の問題点を指摘し、もうひとり（父親）は、度重なる暴言暴力によって、被害児童が心を痛めていることを、巡回していた教頭にお伝えし、「担任だけでなく学校全体でクラスを支えて欲しい」と要請しました。（保護者から見て、これがいじめの第一報であることは、法やガイドライン上の「いじめ」の定義から考えて、疑う余地はないものと思います。）

さらに、担任と教頭には、4月の段階でクラスがこの状態にあれば、担任ひとりによってクラスを立て直すことは常識的に考えて不可能であり、別の教諭や管理職がクラスに入る、「組織的対応」が必要であることを、夫婦双方からお伝えしクラスの状況の改善するよう要請しました。さらに、被害児童保護者が、教頭ほか管理職職員に直接相談に行く可能性を示唆し、その場合は適切に対応して欲しいと依頼しました。その後、被害児童の母親は、被害児童に対し、「今後、何かがあったら、担任ではなく教頭に直接相談するように」と伝えていました。（のちに、被害児童がすんなり教頭につながったのは、ここでの保護者の要請・依頼が少なからず利いています。）

その後も5月下旬から6月上旬にかけて、悪質ないじめが立て続けに起こり、被害児童が別室登校を開始した際、私はすぐに『保護者会を開いて欲しい』と校長、教頭、主幹、担任、札幌市教育委員会にお願いをしました。

しかし、校長は数日後『札幌市教育委員会の助言・指導のもと保護者会はやりません』と私達に言いました。理由を聞くと

- 1 事件・事故ではない
- 2 緊急性がない
- 3 加害者が特定されてしまう
- 4 新たなトラブルに発展しかねない

とのことでした。結局、いじめ被害児童はクラスに戻る機会を失ってしまいました。

教頭は、いじめ画像を当日に削除してしまい、
担任は私たちに「ちゃんとやりますよ」と言い
校長は私たちに「担任を信じています」「担任に失礼じゃないですか」
「まだいじめがあるなんて本当ですか」と言い放ちました。

私達は、札幌市いじめ相談ダイヤルに何度も「クラスが荒れていて担任が対応できておらず、管理職も保護者会をしてくれない」と相談し、札幌市教育委員会にも足を運んでいじめ被害を訴え、「学校が対応してくれない、保護者会を開いて欲しい」とお願いをしました。

しかし、学校と教育委員会は、保護者会を拒否し、加害者との直接的な接触を避け、いじめを被害児童個人の問題として最後まで隠し通しました。

さらに、被害児童がクラスに入れない状態が長引き、重大事態調査を開始する要件に該当する状態になっても、被害児童保護者にあの手この手で圧力をかけ、調査開始を少しでも遅らせようと工作しました。いじめた側の人権を守るために、被害児童やその保護者にさらなる精神的負担を強いたのです。藁にもすがる思いで札幌市長が設けた、市の相談窓口にも、私たち側からみた事実を投書したときは、母子ともに精神的に追い込まれていた状態だったと思います。

夏休みが終わる直前、重大事態調査の調査開始が可能である旨、教育委員会担当者から連絡があったのは、学校と保護者の話し合いに割り込む形となりました。本来、このタイミングで、話し合うべきことを教育委員会によって妨害されたことは、その後、学校と保護者間でコミュニケーション不全を引き起こす一因となった可能性があります。

なお同時期に、この学級からは、別の児童もいじめにより、転出を余儀なくされており、結果的に被害児童を含む2名の児童が、「いじめ」が主たる要因となって転校をして

いるという事実をここに記載します。

いじめが始まった当初から、いじめが深刻化したのは、学校側がそれを見て見ぬふりをしたこと、加害児童よりも、被害児童が感じた「不安」の方に問題があると、学校側が主張し続けてきたことが事態の悪化を招いたことは、少なくとも被害児童や保護者には自明でした。そのため、当然「第三者委員会による調査」が行われるものと考えていたが、教育委員会が提示したのは多数の学校教員に少数の外部有識者が第三者委員として混ざる「学校主体調査」だった。被害児童保護者は教育委員会に対して「第三者主体の調査を行って欲しい」と抗議をしたが、受け入れてもらえませんでした。

せめて、第三者委員の誰かには、法やガイドライン、（ひとしく教育を受ける権利を規定した）憲法や良心などに従い、我々いじめを受けた側に寄り添う人物が居るのではないかと期待し、幾度となく調査委員会に送付した文書は12部のべ40ページ余りに及んだ。はじめは共感を示してくれるかたもおられたが、唯一本物といえる専門家の退任以降、最終的に残された第三者委員は、学校の立場を追認するだけで、少なくとも被害児童に寄り添うことや、公正中立であろうとするかたが居なくなってしまうことは、我々保護者の不徳が一因となっていることも否定はしないが、学校と保護者の間に割って入って調整を行う人材の育成を怠った札幌市の教育行政の怠慢が、肝心なところで第三者委員の不足を招いたことは言うまでもないと考えています。

そもそも、第三者委員は児童・心理の専門家や、教育に詳しい弁護士のみなさまで構成されていて、いじめの専門家はほとんど居らず、組織や学校の経営、法令遵守に関する専門家は専任されていませんでした。学校や教育委員会は、自分たちの在り方に関して調べられる覚悟などはなく、子供たちに責任を負わせ、自分たちは知らず存ぜぬという立場を押し通すつもりで、第三者委員の人選を行ったのだと気付いたのは、調査報告書の案が提示された後になってからで、札幌市で教育行政を担う人たちの本性を知り、恐ろしくなりました。

4. 被害児童による個別指摘事項（と保護者の解説）

本章では被害児童Aが、調査報告書を読んで、違和感をもった所を中心に、その保護者が本人の意図や意向を確認しながら、その想いを記述した。被害児童Aは、重大事態報告書（案）の段階で、以下のような所見を持ち、手書きの文章を保護者に預けている。（母親は、教育委員会の担当職員には提示している。）

①あまりにも加害児童や学校側の都合の良いように書かれていて違和感を持った
②「謝罪は必要ない」と言ったのには、「反省をしないような人に無理やり謝らしても彼らは、また同じようなことを繰り返すから意味がないから。」や「本人らからの『本当に申し訳ない』というような気持ちのこもった謝罪が欲しいのにこれだと『学校から呼ばれたし行くか〜』のような適当な謝罪をされても意味のないから。」というような理由がしっかりとあることが書かれていない。（これに関しては、自分の意見だから両親がそう選択したのにはまた違う理由があるかも。）

①は、調査報告書（案）全体を読んだ感想であり、②は13ページと20ページに記載のある事案⑩に対し、児童Hが犯行を認めていないにも関わらず、（学校が）謝罪の場を設けようとする流れで、謝罪の受け入れを拒否した理由である。学校側の立場に沿って書かれた調査報告書と、本所見を見比べて欲しい。被害者側は、犯行内容の根幹部分をごまかしている加害者の謝罪を受け入れるべきなのだろうか。謝罪の受け入れ拒否について、学校側からの非難を受忍すべきなのだろうか。

調査報告書を受け取った後、被害児童Aは、事案⑩に関する学校側からの聞き取りについて、保護者に対して以下のようにも証言している。

児童Hは、確実にやっていたと思うが、本人は「やっていないと」と否定していた。（聞き取りの担当教諭から聞いている。）学校側は、加害者の意見を尊重した。学校は、自分らが都合のよい方向へと話をもっていっているのが目に見えて分かった。

聞き取り担当の教諭は、「児童Hはやっていないらしいよ。」と、どこか被害者である自分のことを信じていないような…というか児童Hはやっていないことにしたいような、よく分からない雰囲気になっていた。学校は被害者の心よりも先生らの立場、プライドを守ろうとしているように感じた。先生らが「良い学校であること」に、しがっている。

これは、被害者の聴取の前に、学校側と加害者が協力して、「責任を回避できるストーリー」を描いていて、それに反する証言は、たとえ被害申告であっても、疑ってかかる姿勢で、被害児童に対する聞き取り調査が行われたことを示している。これが、誘導尋問でなければ、どのような事象を「誘導尋問」というのだろうか。

事案⑨の翌日、被害児童Aが職員室登校を決断した日、学校では実技の授業があった。

本人は、本当は一日中職員室で過ごして気持ちの整理をしたかったが、先生たちに促され、やむを得ずクラスの授業に参加せざるを得なかった。しかし、あろうことが、学級担任は、被害児童を加害児童と同じ班で実技を受けさせた。その日のことを、被害児童は以下のように（保護者に対して）証言している。

担任が「もう同じ班にしたしな……」と言って、一緒にやらされた。
当たり前だけど加害者は気まずそうにしていたし、自分もとても嫌だった。
担任が今回の件をそこまで深刻ではないと思っているように感じた。
被害者と加害者をそんなすぐくっつけても良いことなど何一つないということが、担任はまるで分かっていない。

学校側が、「いじめ」の発生直後に行った、明らかに不適切な対応があり、被害児童がとても苦しんだにも関わらず、この不適切な対応が報告書では「なかったこと」になっている。この報告書のどこが、第三者の視点で、何が起こったのか真実を知りたいという被害者やその家族に寄り添うことを求めた「ガイドライン」に沿っているといえるのだろうか。

5. 被害児童の母親の想い

いじめは学校だけでは解決できません。

『学校社会』、『家庭社会』、『地域社会』が協力し合わなければなりません。

わたしは保護者側の学級代表、学年代表、PTA会長、学校評議委員にも相談しました。私は保護者会をしてクラスの状況を親が理解し、子どもと向き合い、教育環境を整え、子どもが安心して学校へ向かい、教室で勉強できるよう、状況の改善をいち早く促そうとしました。

しかし、校長は、「札幌市教育委員会の助言・指導のもと、保護者会はやりません」と言い、問題を解決しようとはしませんでした。

完成した報告書を読んで、調査委員として加わった学識経験者といわれる第三者委員から誰一人「保護者会をした方が良かったのではないか」と指摘する人がいなかったことに、失望しました。

私たちは、現実から目を背ける学校の対応により、いじめ被害にあい半年間の別室登

校、その後の転校をし、個人の判断として片付けられました。

『家族への二次被害の苦しみ』

今のいじめ重大事態調査では、学校主体の調査になっている限り被害児童が二次被害に合う形となっています。（①（一次被害である）学校で起こった子供のいじめ被害以外に、②学校が対応しなかったために生じた、被害児童や保護者に対する、特に心理的な被害（二次被害））

学校と私たち保護者で話し合っただけで了承してもらえた事が、その後、教育委員会の助言・指導によって急に裏がえり、保護者が学校に裏切られた結果になる事が何度もありました。札幌市教育委員会の役割とはどのようなものなのか。少なくとも札幌市教育委員会の助言・指導は、学校と私達が話し合っただけで決めた数々の合意を、学校に破棄するように指導を行い、学校と被害児童保護者に生じ得た信頼関係を分断させるよう強いました。教育委員会の指導・助言といわれるものが、学校側にとっては絶対的な指示・命令という圧力になって、校長が判断を間違える結果になっていないか検証してください。これは、第三者委員の弁護士が、我々との会見で約束したことです。（議事メモにも掲載されていることのため、ご確認いただければと思います。）

また、第三者委員は当初4人いましたが、唯一のいじめ専門家で、多くのいじめ調査に携わった経験のある弁護士はやむを得ない事情で調査委員を途中で退任してしまいました。

そのため札幌市教育委員会に「退任分の専門家の補充」を希望しましたが、必要ないと却下されました。キーパーソンともいべきひとりの委員が退任されてから、調査委員会は学校側の見解を全面的に受け入れる一方、被害者側の証言は届かなくなりました。これで調査の公平性、公正性が保たれているとは思いません。第三者委員の専門家に欠員が生じた際の対応について、「最低限の人数を上回っているから、適切な対応ができるはず」という思い込みで立脚した判断をするのではなく、しっかりと指針を作り、その案件を適切に対処するために必要な構成員を積み上げることを望みます。

当初、唯一のいじめ専門家の弁護士が第三者として入っていた時に、「自分以外に第三者の中にいじめの専門家はほほいない、札幌市教育委員会と学校の関係性について、これ

までに行った指導について自分が指摘する。いじめ重大事態調査委員会で、きちんと検証していく。」と発言してくれましたが、残念ながら退任されてしまい学校と札幌市教育委員会のやりとりが報告書にはしっかりと検証されておりません。組織経営や危機管理を少なからず理解している唯一の専門家の後任を、札幌市教育委員会の担当課が意図的に選任せず、学校や教育委員会の対応の不備を見つからないように誘導したのですから、ある意味では当たり前なのかもしれません。

この報告書では、学校と教育委員会の関係性の中で、対応が二転三転した状況が明らかになってないばかりか、当然記録されていなければならない、教育委員会から学校への指導助言の内容詳細が、保全されておらず、調査で明らかにすることが困難になるように仕向けられています。法やガイドラインに反して、証拠保全を怠ってよいと判断したのは誰でしょうか。このような対応が正解であれば、いじめのようなものを見聞きしても、見て見ぬふりをすれば、責任を問われないこととなります。これではいじめの再発防止には絶対ならず、再発防止対策として不十分です。

『いじめの重大事態調査委員会の落とし穴』

札幌市教育委員会に、学校長と札幌市教育委員会との助言・指導の記録を情報開示請求しましたが、「記録も日報もない」と切り捨てられてしまいました。

私達が死にそうなるほど苦しめられ、拒否され続けた日々学校と教育委員会で何が行われていたのか、「記録がないから分からない」で片付けないでください。なぜ、記録が残されなくてよい状況が続いているのかについて、ここを明らかにしない限り、札幌市の教育行政の中では責任のなすりつけ合いや、たらい回しが繰り返され、被害家族が苦しめられるだけだと思います。

今の札幌市では、学校や札幌市教育委員会がいじめ被害に向き合わず、責任をなすりつけて不登校を作っていると思います。いじめ対応をしなかった学校が、被害児童や保護者の度重なる通報を、文句や悪口、愚痴と切り捨て、被害児童がクラスに入れなくなるまで、いじめを黙認した学校が、いじめ調査委員会の調査の主体になるのは、絶対に間違っていると思っています。

なお、この事は、いじめ調査委員会が始まる前の月に札幌市教育委員会に第三者主体の調査を希望しましたが、「いじめ調査は学校主体が基本で、はじめから第三者主体の調査

は前例がない」として却下されてしまいました。

いじめ対応をしなかった学校長、教頭、主幹、担任、学年主任と学校関係者が大半を占めるいじめ調査委員会では、自分達の過ちを自分達で調査し明らかにすることはできないと思います。このことは、調査前に、教育委員会の担当者に指摘するとともに、

被害者の「何があったのか明らかにして欲しい」と言う事を隠されては、絶対にいじめはなくなりません。公正な調査ができるとした札幌市教育委員会が設置者として責任を持つべきだと思いますが、札幌市教育委員会には設置者としての自覚がなく電話でも対面でも「学校に聞いて下さい」と責任をなすりつけ合い、たらい回しを繰り返すだけで、説明責任を果たしてくれませんでした。

私達にとって学校も札幌市教育委員会もいじめの共犯者です。私は当時の校長、教頭、主幹、担任、札幌市教育委員会の無責任な対応に苦しめられ精神を削られました。札幌市では、いじめがあっても誰も助けてはくれないし、何度被害を訴えても「把握してなかった」という無責任な言葉が採用され、報告書を片付けることが、できるような仕組みになっています。これでいいのでしょうか。

今回私達がいじめ被害に合った内容対象に、2024年（令和6年）北海道教育委員会で 懲戒処分 の指針 不適切指導処分対象 によると、「児生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導」「組織的対応を全く考慮せず、独断で指導」に当てはまります。

札幌市長、教育長には、無責任な対応をした教職員に厳正な処分の判断をしてもらいたいと、被害児童ともども強く願っています。たとえば、いじめ重大事態の発生に関わった校長・教頭・主幹・担任を、栄転させるような人事異動が今後あれば、それは学校による組織的ないじめ隠蔽が、教育委員会によって評価されたということになるのでしょうか。

「いじめ被害児童が教育を受ける権利を奪われた」（学校の判断によって）クラスメートから死ねと言われ、「死」と名前を変えられた事は、とても辛く、苦しい出来事でした。

担任の先生は予見可能だったはずなのに、いじめを訴えても軽視しました。

保護者が学校にいじめを相談しても、いじめを解決する意識が低かった。

いじめを許さないという学校の介入意識の低さ、そういった学校への不信感から、我が子は長期に渡りクラスを離れました。

教員に課せられた義務で最も優先されるのが「安全配慮義務」です。いじめの重大事態は、学校生活で児童の安全と健康が脅かされていることを意味するのです。

小学校では、いじめ防止対策推進法の精神がほとんど守られていません。特に札幌市の学校関係者の「法律に従って行動しようとする精神」が極めて不足していると言わざるを得ません。

「いじめは人権侵害行為」であり

「いじめは加害者側が100%悪い」

という認識がうすく、被害児童家族が泣き寝入りしています。

そして、未だに加害児童、加害者家族はいじめ問題を深刻には受け止めてはいません。

6. 被害児童父親による反省点

私は、学校の先生や教育委員会の職員は、基本的には賢く、子供の指導に対して責任を持つことのできる、職人肌存在だと考え、理性的で合理的な判断を下せて然るべきであると考えていました。そのような自らの甘い考えのせいで、我が子や妻に不必要な心の傷（トラウマ）を与えてしまった。

目の前の「いじめ」を見て見ぬふりをし、被害児童や家族が何度被害を訴えたと証言しても、先生がたは「記憶にない」「そのようなことはない」と公然と言い放ち、証言を掃いて捨てました。彼らは、自分たちが「いい先生」だと信じたいばかりに、目の前にある不都合に、見て見ぬふりを決め込みました。先生を名乗る集団が、その程度のモラルしか持ち合わせていない現実と、それが標準化されてしまっている現状は、札幌市や北海道だけではなく、今後のこの国の教育体制に、憂いを感じざるをえません。

令和も7年目となる今年、多様な価値観が尊重され、ハラズメントは許されない現代社会において、学校組織は昭和のように、どこかの外国のように価値観の変遷が止まっているように見えます。

『結局、総括されていないから、今後も同様のことが起こるだろう。』

その時に、今回から十分な教訓が得られていないために、対応が後手に回り、また「いじめ」に苦しむ児童が多数生じるだろう。それが児童生徒たちの未来に対して、大人として責任を持った対応といえるだろうか。

学校のおずかり知らぬところで生じた「いじめ」であれば、「学校主体調査」という選択肢もあり得るだろう。しかし、今回の事態は、その過半が学校の、それも主に教室の中、半数は担任の目の前、学校の管理下で起こったことであり、事実が明らかになれば、学校の管理責任が問われかねないことは、調査が行われる前から自明であった。学校は、適切な調査をおこなえば行うほど損をする存在で、利害関係者なのである。にもかかわらず、被害児童やその保護者の反対を押し切って、学校主体調査を強行した学校設置者である教育委員会の判断のどこに、合理性があるのだろうか。真実を明らかにして、再発防止の糧とするための調査を、事実隠ぺいのアリバイ工作に利用し、それを組織的に黙認黙殺するのは、公的機関のすることだろうか。

外面しか見ない人たちから、「いい学校だ」とか「いい先生だ」とかいうお世辞にあぐらをかいて、「いじめ」とは何であるのか、どうしたら深刻化しないのか、どうしたら質・量ともに減らせるのかを考えないから、このような事態を招いても、未だに自分たちがいじめを黙認黙殺してきたという事実さえ、向き合えないのだろうと拝察する。

いじめは児童生徒に対する重大な人権侵害である。いじめによって、これまで幾多の児童生徒がクラスや学校に居られなくなってきた。札幌市の教育行政は、何人の子供たちを学校から、いやこの世からの退場を強いてきたのだろうか。学校や教育委員会は、それでもなおかついじめを黙認黙殺し、自らの立場だけを守りつづけるのだろうか。失望という生易しい言葉では表現しきれない絶望を感じながら所感を書いています。

7. 北海道や札幌市の教育行政全体に対する所見

今の北海道・札幌市では、学校教育機関において、学校のトップとなる学校長のいじめ対応の意識が低く、いじめと向き合う姿勢が整っていないのではないのでしょうか。少なくとも被害児童が通っていた小学校は、加害児童の保護者からの反発や対応を避けるため、被害児童や保護者に我慢をさせ、失望させました。

法やガイドラインは、被害児童やその家族に寄り添うことを規定していますが、学校や調査委員会が、私達に寄り添ったとは感じていません。そもそも、加害者と被害児童が同じ学校に居て、加害者と被害児童、学校すべての立場をひとしく守るのは、無謀であるよ

うな気もします。学校側が「事なかれ主義」を貫けば、真っ先に保護の対象から外れるのが、被害児童とその家族だからこそ、法やガイドラインは、寄り添いや（被害児童や保護者に対する）合理的配慮を規定してるのだと、考えるに至っています。

いじめや学校の体制不備だけが、被害児童や保護者を悩ませた原因ではありません。学校現場や教育委員会では、法やガイドラインを見て見ぬふりをすることが、なぜ許容されてしまうのでしょうか。同等のことが毎年起こっているのに、なぜ予算や人材を効率的に振り分けることをしないのでしょうか。非常勤や有期雇用等の不安定な任用制度によって、専門知識を持った人材の流出を黙認黙殺し、「人材不足」と開き直るのは適切でしょうか。言動よりも行動が全てを物語るのだと考えます。適切な改善を期待します。

この先、同じ思いをする家庭がでないよう、市役所の主導で学校教育機関への改善を強く求めます。札幌市の教育機関に、教育委員会から独立した市役所直轄の『いじめ専門相談員』を設置し、いじめ等の被害者に寄り添うことを専任で、かつワンストップで行えるように強い権限を与えることなど、真剣に考えて頂きたいです。

現状、クラス担任は、クラスの経営に手を焼き、学校管理職は学校経営に手を焼き、教育委員会の担当部課室は、口先介入だけで、対応を行った気になっています。「いじめ相談ダイヤル」も、耳を傾けてはくれますが、相談後に何か次につながることで何か「いじめ」の解消につながるようなことはありませんでした。このようなたらい回しのなかで、被害者が疲弊するのを待つという、北海道・札幌市の教育行政の対応のどこに合理性があるのでしょうか。

いじめ防止対策推進法はその書き出しに以下の記述がある（太字下線は保護者による。）

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（学校の設置者の責務）

第七条 **学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。**

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 **学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。**

クラス担任が、いじめを目撃しながら、「いじめとは思わなかった」だけで、「いじめ」やその訴えがなかったことにできるというのは、法の基本理念に基づいているでしょうか。被害者や保護者が、どれだけ組織的対応を要請しても、学校が担任を庇うだけで、「いじめ」をエスカレートされるような「いじめ黙認」や多数に迎合するような指導を繰り返しても、「不十分」のひとつで片付けて良い軽い内容だったのでしょうか。

この状態で、いじめ被害者が、こころやからだ、いのちを護る術があるとしたら、それはその場から逃げる、不登校（ボイコット）しかありえないことは、心ある大人からしたら、誰しもが理解できることではないかと思えます。「いじめ」を受けた方が退場を迫られるコミュニティは、健全でしょうか。

日本社会において、「免許」を持つということは重たいものです。「運転免許」を持つ以上、交通法規に対して、自動車等の運転に対して最低限の知識を持つとされ、ひき逃げも飲酒運転も、「やってはいけないこと」になり、道路交通法や関係法令に違反した場合は、「免許」という名の「許可」「権利」を持つがゆえに、事故等を起こさないように注意する「義務」や、不幸にして事故に直面した際には、負傷者等を救護する義務が課せられます。

ではなぜ、「教員免許」を持ち、最低限の人権教育受け、関係法令の理解をしているはずの学校教諭たちが、法やガイドラインで規定されている、責務を果たさなくても咎められないのでしょうか。法律が作られて十年以上たつにも関わらず、法やガイドライン、保護すべき児童たちやその尊厳よりも、優先的に守るべきものがあるからこそ、このような状況が継続するのだと認識します。

過去に札幌市において、別の重大事態調査報告書の中に書かれた「**教育現場が法を守るつもりがあるのか疑いたくなる**」という表現とその状況は、いまま北海道・札幌市の教育行政の中に息づいているのだと、認識せざるを得ません。

8. 調査報告書に対する個別な指摘

本章では、被害者側で保存していた記録と、調査報告書における認定や記載が、大きくずれていることを中心に、調査報告書の問題点を指摘する。

8.1 被害児童に対しておこなわれた「いじめ」はいつ「重大事態」と認定されたのか

調査開始の少しあと、被害児童保護者は、被害児童に対して行われたのは「いじめ」であるか、「いじめ重大事態」に認定されるかどうかを、大変気にしており学校側には何度も問い合わせました。その際、当時の担当主幹は、「いじめかどうか、重大事態かどうかは調査の結果明らかになるため、調査を迅速化したい」と説明していました。そのため被害児童保護者は調査報告書が公表されないと、重大事態かどうかの認定はなされないものと考えておりました。

しかし、それからずっと後の、「重大事態調査報告書」が教育委員会担当職員から手交された5月になって、本件は調査開始の段階で「いじめ重大事態」として処理されていることを、口頭で説明され、被害児童保護者は知ることとなりました。なぜ、何度も報告や説明を求めたのに、正しい内容の説明を受けることができなかったのでしょうか。この件に限らず、学校側は、ガイドラインに沿った情報提供をするどころか、その場しのぎのごまかしや、説明の二転三転を繰り返し、保護者が矛盾を指摘すると沈黙したり逆ギレした

りを繰り返しました。それで、調査委員会の概要の保護者に対する説明・報告が、正しく行われているかのように記述するのは、どのような見ででしょうか。結果的に、学校側が正しく被害児童保護者とコミュニケーションを図っているかのように、時系列がかかれていますが、それが事実でないことは、双方に残された記録から明らかかと思えます。

調査報告書には、「重大事態に相当する」とは書かれていますが、「重大事態に認定する」とは書かれていません。「いじめ重大事態に認定する」とも、書かれてはいません。なぜ、「調査報告書により明らかにする」と明言したものを、明らかにせずに幕引きを図るのか、誰がその場しのぎを繰り返し、保護者をかく乱するように指示を出したのか、なぜ重大事態に関する説明を避け続けたのか、先生を名乗るもの、教育行政を担うものとその設置者に対し、最低限必要な説明を求めます。

8.2 隠蔽された事例①～事案⑤の間に行われた被害児童や保護者の相談

3章でも記述した通り、被害児童の保護者は4月の参観日において、被害者の父親は、度重なる暴言暴力によって、被害児童が心を痛めていることを、担任と教頭に伝え、組織的対応を要請しました。振り返るまでもなく、事案①から事案⑤が起きていた時期に合致します。被害児童も教頭に対し、被害を訴えに職員室を訪れています。

法の基本理念を把握したうえで、ガイドラインに示されているように、ささいな兆候を見逃さず、眼前の事実と向き合い、法律上の責務を担任が学校と一体になって履行していれば、この時点でいじめを認識し、その悪化を防止する組織的対応を開始できていたはずでしょう。

保護者が2人で学校に相談し、本人が直接教頭に相談し、それでも兆候が見逃されるのであれば、どのようにすれば気づいてもらえるというのだろうか。宿題を忘れた子供のような言い訳を、教師を統べる立場の管理職が、何の羞恥心を持たずに記述できてしまう現状に、どのような時代のどのような思想に毒されれば、このような厚顔無恥な対応ができるのか、不信感と混乱が混ざり合った複雑な感情を抱かずにはいられません。

そして、現状のルールのは、教師が「気づかなかった」と言い張れば、「いじめ」が結果的に黙認黙殺されても、教師おのおのの評価や業績に傷がつきにくく「許されて」しまうのではないかと、だからこそ、小学校教諭たちは「とぼける」のではないかと、被害者や保護者は強い疑念と不信感をもって、本件と向き合っています。

いじめが、まさに起こっている際の様々な記録が欠落していて、学校や教育委員会が意図的に隠ぺいしたか、記録を残さないようにしたことについて、そのような情報管理体制

が、法やガイドラインに沿っている対応なのかについて、今一度再調査をすべきと思います。

8.3 事案⑥に対する不適切な対応が事案⑨につながった

『いじめの重大事態調査 報告書』26～28ページ『3 学校のいじめに対する対応における問題点（4）情報モラルの管理・指導が徹底されていなかった』において事案⑥において報告書では、

学校は、管理職と担任でPCのルールについて、学校として決めている「PCは、学習に使用するためのもの。」というルールに則って話し合いをするよう相談した。

とされているが、実際、当時の小学校では、休み時間や授業中も子どもたちは自由にPCを操作できる状況にあり、日常的にパスワードの乗っ取りや、急に電源を切る、卑猥な言葉の打ち込みや、他人のPCをいたずらする等、一人一台与えられたPCには【学校のルールなど全くなかった。】被害児童はこのようなクラスの状態に不安を抱え、おびえながら過ごしてた。

また「PCの持ち帰りも自由」だった為、事案⑨において報告書には書かれていないが、加害児童は個人の判断で自宅にPCを持ち帰った際に、被害児童の名前を「死(死)」と入力した事実を記載する。また、同じく『報告書』28ページに

その際、一つ一つのアプリについて良いか悪いかではなく、学習に使用するものとしてルールを確認するようにすることとした。

とされていたが、同じく『報告書』の18ページで事実認定がなされたように、話し合いの論点が「クイックドロワー」は休み時間にやって良いかというものになっていた。本報告書において管理職と担任の説明と、実際に学級会で話し合われたことが、明らかに反転しているのに、弁護士も含めた調査委員全員が、その矛盾点を指摘していないのはなぜだろうか。

まず、この件は事前に母親が学校に来校し、担任と教頭と面談した際に、「PCでやって良い事、悪い事などのルールがなく、子どもが不安になっている。例えば、前年度は休み時間に担任によって許可されていた「クイックドロワー」が、やってはダメだと、責められて苦しんでいる別の子がいるようだ。学校のルールはどうなっているのか」と相談したため、「クイックドロワー」が議題に上がってしまったと母親は推察している。

学校の規律を正す為に、母親が学校へ行き、教頭と担任にPCの取り扱いを考えて欲しいとお願いしたのに、自分の子どもが責められてバカにされ苦しめられたのを、なぜ学校がそのまま放置したのか。『報告書』では、良い学校、良い先生、良い方針のようにまとめたいのかもしれないが、今でも学校(校長、教頭、主幹、担任)が事実に向き合う能力が不足していることをここに記載し、少しでも何があったのかを最後まで明らかにしたいと願う。

8.4 事案⑧でなぜ教頭・主幹は「いじめ」を把握しながら隠蔽しようとしたのか？

報告書の19ページにあるとおり、事案⑧の校内暴力事案の発生は、当日に担任が把握し、教頭にも報告されていたことである。被害児童は数日間痛みが引かず、念のため病院にかかった記録は、診療記録としても残っている。調査委員会の事務局も兼ねる学校は、「気づかなかった」わけではない。9～10月の段階で、主幹教諭から「事案⑧の加害児童への聴取が困難で、それでも無理に調査をおこなおうとすると、調査期間が長引く恐れがある」と、当時の主幹教諭から説明があったうえで、被害者保護者は①欠席裁判は正義に反し②これ以上の負担を追うことが家族全体の精神衛生上好ましくない、と判断し泣く泣く事案として取り上げるのを一旦断念したものである。

学校主体調査ということもあり、学校側の一方的な主張が展開されてしまっているが、その後一転して事案として取り上げる方向性が決まった。それならば、当初に主幹教諭が学校を代表して行った説明を、一転して取り消すに至った経緯は、ガイドライン記載の「膿を出し切る」ためにも正確に記載すべきである。とぼけて、うやむやにすれば、不適切な対応をなかったことにできるとする学校の対応が適切であるのか、隠ぺいせずに記載して欲しいと切に願う。

細かい話であるが、報告書19ページに記載のある調査委員会の発足が「10月中旬」であることは、報告書4ページの時系列上考えづらい。初回の会議である「10月2日（つまり10月上旬）」に発足であるはずだが、違うのだろうか。この点に限らず、被害者保護者が一読で気が付くような矛盾が多数見つかっており、調査委員会が、再発防止に必要不可欠な、事実の積み上げに基づく状況判断と理解を、軽視しているように、被害者側には見える。

8.5 事案⑧名前を「死(死)」に置き換えられた当日、学校は加害者を被害児童に接触させた

以下、4章の被害児童証言と保護者解説を再掲する。

事案⑨の翌日、被害児童Aが職員室登校を決断した日、学校では実技の授業があった。

本人は、本当は一日中職員室で過ごして気持ちの整理をしたかったが、先生たちに促され、やむを得ずクラスの授業に参加せざるを得なかった。しかし、あろうことか、学級担任は、被害児童を加害児童と同じ班で実技を受けさせた。その日のことを、被害児童は以下のように（保護者に対して）証言している。

担任が「もう同じ班にしたしなー...」と言って、一緒にやらされた。
当たり前だけど加害者は気まずそうにしていたし、自分もとても嫌だった。
担任が今回の件をそこまで深刻ではないと思っているように感じた。
被害者と加害者をそんなすぐくっつけても良いことなど何一つないということが、担任はまるで分かっていない。

さらにこの日、被害者や保護者の意向を確認しない形で、学校側は加害児童Fの謝罪受け入れを強要するという暴挙に出ている。その際に加害児童Fは、「名前の漢字が分からなかったから死と変換し入力した。」と泣きながら言い訳をした。教頭と主幹は、その説明に、頷きながら聞いていたという。被害児童Aは「自分の氏名を入力しても死と変換することは絶対に起こり得ない。故意に（悪意をもって、手間をかけてまで）死と変換したはずだ」と思っていた。

加害児童の聴取を行った学校側と加害児童の間どのようなコミュニケーションがあったか分かりませんが、当時小学生だった被害児童が、簡単に気が付くような、加害児童Fの説明の不合理を、何人もの小学校教諭が関与して気が付かない道理はない。「死(死)」と変換することが、かなり面倒であることを理解して、その説明に頷き、共感するとはどうということだろうか。被害者に寄り添って被害の事実確認を十分に行わないまま、強要された謝罪と説明が、如何に事実に反し、被害者をバカにしたものであるか、「死(死)」に置き換えられた名前を背負って生き続けなければならない被害児童Aにどれほどの苦痛を与えるものであるのか、学校関係者は誰一人察知できずに、不十分な事実関係の整理か、または、稚拙な口裏合わせのもとで、謝罪の受け入れが強要されてしまいました。

さらに当日、事情把握のために学校に訪問した被害児童Aの母親が「職員室で被害児童Aを保護する」という約束を果たさなかった学校側の対応に対し、抗議したところ、学校側は『泣いて許しを請う加害者に対して、これ以上の指導を行うことは適切ではない』と言い放ち、事実関係の詳細な確認よりも、加害者の保護を優先する姿勢を鮮明にした。

法やガイドライン、札幌市の方針や学校の指針に至るまで、事実関係の確認と（再発）防止に向けた取り組みを規定していて、謝罪の有無に関しては極めて限定的な記載にとど

まっているように見受けられます。にも関わらず、被害者側の意向に反してまで、学校側の謝罪受け入れ強要を隠蔽し、第三者委員はそれを黙認することは、法やガイドラインに沿った適切な対応なのか、今一度分析をしてほしいと願います。

8.6 事案⑩でズボンをおろす実行行為をした児童だけが全ての責を負うべきなのか？

本件報告書には、あえて被害児童の性別が書かれていませんが、ズボンをおろされ、下着を露出させられた児童が、12歳の女の子だったとしても、22歳の新社会人だったとしても、学校側の対応が適切といえるのだろうか。第二次性徴を伴い、自我が目覚めはじめるこの時期に、このような（痴漢ともいえる）集団暴行により大きく傷ついた被害児童を思うと、年齢や性別の差により適切な保護や救済を受けられない現状を、被害者保護者はただただ苦しく思います。

本人の同意なく「ズボンを下す」行為が暴行罪に該当し、警察による指導・補導の対象になりうることは、刑法の公平公正な運用の観点から明らかかと思えます。被害者側としては、（議論の余地があるかもしれないが、）「性的暴行」に該当すると考えます。にも関わらず、学校側の代表として本件の対応に当たった主幹教諭は、暴行を受けた被害児童の傷に寄り添うことなく、加害者の主張を一方向的に受け入れて、加害者の弁護を前提とした事実の積み上げを行い、事態の隠ぺいと幕引きを図りました。

被害児童はズボンを下ろされた当初から、児童Gと児童Hの2人にズボンをひざまで下げられた事を、母親や学校の先生に話していました。しかし、学校側が加害児童に聞き取り調査をして『報告書』で、加害行為を認定されたのは、児童Gにズボンをひざまで下げられたこと、児童Hに靴を引っ張られたことでした。児童Hが「やっていない」と否定したことで、学校側は加害者の意見を尊重してしまったのでしょうか。本所見の4章の繰り返しになるが、被害児童本人は以下のように述べている。

当時、聞き取りをした先生から「児童Hはやってないらしいよ」と言われ、どこか被害者である自分の事を信じてないような、児童Hはやっていない事にしたいような、よく分からない雰囲気になっていた。学校は、被害者の心の傷よりも、「良い学校である」という先生方のプライドを守ろうとしているように感じた。

ここでの事実認定に、絶対的に欠けている視点がある。それは、被害児童が加害児童たちに比べて体格的に恵まれており、複数名で連携しなければ、被害者の抵抗に反して、ズボンを脱がすという行為は、1人では不可能であったことである。また、事案⑩には、一

緒に遊んでいた児童がもう2名いて、計5人の当日の行動について調査を行うことで、被害者および保護者と学校側は事前に合意していたが、学校側の判断で残る2名の存在が、報告書では隠されている。このことについて、加害者を弁護したい学校側から、合理的な説明は未だありません。調査報告書の3ページには、以下のような記述がある。

事案①から事案⑩までの内容については、全て児童Aからの聞き取りを基にしている。一部、主体、客体などについて、訴えの内容の意味が変わらない限度で、当委員会が追記を行っている。

被害児童Aの被害の訴えと、認定された事実がこれだけ食い違っているのに、なぜ「訴えの内容の意味が変わらない」と言い切れるのでしょうか。被害児童やその保護者が付き合わせた文書には、一緒に遊んでいた5名全員の氏名が掲載されています。学校主体調査であることを理由に、勝手に物事を省いて、学校に都合の良い事実だけを選択的に掲載し、客観的になりうる第三者の存在を隠しては、保護者からの不信感を招くのは当然であり、被害者側としては、（学校関係者による）故意による隠蔽を疑わざるを得なくなります。

また、事例⑩の後、児童G以外の児童H他2名の行動も、不自然である。被害者（A）がズボンが脱がされて苦しんでいるとき、実際にズボンに手をかけた加害児童Gに対し、「自分はまきこまれただけだ」と主張している児童Hは、意図しない結果がもたらされたことを抗議している形跡がないのである。これは、児童Hが望んだ未来が、「みんなで笑って遊べる姿」ではなく「児童Aがズボンを下されて下着が露出して恥ずかしがっている（苦しんでいる）姿を、みんなで笑おう」と、その場で判断したことにはほかならないと、被害者やその保護者の視点ではそのように考える。繰り返しになるが、本件は集団暴行で、性加害の疑いのある「痴漢」である。にもかかわらず、被害者が証言を行う前に、加害者たちの証言を根拠に、被害者不在で事実関係を固める判断のどこに正統性があるのだろうか不思議でならない。

その後、加害者の罪悪感を和らげるためだけのために、犯行の根幹部分を認めていない加害者からの謝罪の機会を設けられようとしたところで、被害者やその保護者は謝罪を受け入れるべきなのだろうか。我々は、被害を隠蔽する動きがある以上は、謝罪を受け入れるべきではないとした、当時の判断は適切であったと考えている。

この事例で、一番怖いのは、ベテランの小学校教諭たちが、被害者のケアよりも加害者の養護を優先的に行うことに、なんの躊躇もなかったことである。ひと昔前、性犯罪被害者が警察に被害事実を申告すると、「セカンドレイプ」を受けるから泣き寝入りをする

いう事象が社会問題化した時期があった。ただ現代は、人権擁護の意識が進み、不十分なながらも「ダメなものはダメ」と主張できる雰囲気にはなってきていると考えられる。にもかかわらず、小学校教諭たちが、なぜここまで人権意識を欠いた誘導尋問を組織的に行えたことについて、報告書では何も述べられていない。このような、学校教諭を名乗る人たちの人権意識の欠如と、性加害に関連するいじめを犯しても、学校側がもみ消してくれるという安心感が、北海道の教育現場における性加害をエスカレートさせてしまっている可能性がある。被害者保護者は危惧している。一日も早く、教育業界全体として基本姿勢を改めることを、被害者保護者として切に願う。

8.7 ガイドラインに掲載された被害児童保護者への寄り添いは？

転校直前の10月において、連絡調整役を担った小学校の主幹は、調査委員会の組織名や第三者委員の氏名を含めた調査委員の構成を答えることを拒んだ。どのようなやり方で調査が進んでいるのかについて、ガイドラインの「第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等」で、説明すると定められている事柄まで、『確認します』と繰り返し明言を避け、私たちは、知っているはずの情報をほとんど得ることができなかった。ガイドラインの第5章には、「可能な限り、寄り添い」を規定しているにも関わらず。

のちに開示された記録を見る限り、調査委員会という名の集会形式の会議は、はじめからは「いじめの重大事態調査委員会」という名前ではなかったはずで、第3～4回目くらいから固定されたようだが、さかのぼって訂正し、はじめからやっていた感を出している。些細なことに見えるが、学校は被害児童保護者に対して、このような姑息なアリバイ工作を繰り返して信頼を損ねたこと、そもそも保護者から信頼を得るために最低限必要な、事実と向き合う姿勢を終始一貫してとらなかったことを、私たちは、この場を借りて主張する。

また、同時期に被害児童保護者は、第三者委員主体の調査を希望し、「学校主体調査では、学校の不備が明らかにしづらい」「加害者側である学校が被害児童を取り調べるのか」というように公正中立性について、再三再四の抗議をしているにもかかわらず、それを記載しないばかりか、「はじめに」において、被害児童保護者がもつめた内容を切り取り、捻じ曲げ、あたかも被害児童が調査委員会を信頼し、調査を委ねているかのような記述を行っている。被害児童や保護者が、調査委員会に何を要望したかまで、調査委員会に決める権限があると考えておられることに、強い失望と憤りを感じています。

また、担当主幹は、第三者委員との対談の場で、学校側は録音を実施したいが、保護者

側が録音したいと希望しても、難色を示しました。学校ですべての証拠を独占し、有利な証拠は武器し、不利な証拠はなかったことにしようという工作を、この期に及んでしかけてきたことには、不信感以外の何物も湧きだしませんでした。なぜ公平・公正なルールで会見・対談ができないのでしょうか。僅かでも被害児童保護者の心情を汲む気持ちがあれば、不公正な提案など、絶対にできなかったはずです。公平・公正とはなにか、フェアプレイとは何か、よく考えて指導をしていただきたいと切に願います。

学校も教育委員会も、被害児童やその保護者の心情や人権など、寄り添う価値のあるものとは考えていなくて、自分たちの組織や立場の方をより大切に、その結果、目の前で起こった「いじめ」に気付かなかったことにして、自分を守って、周囲を欺いているのだなど、感じずにはられません。

8.8 児童A～Gの名前ふりなおしに発生した記述ミスと混乱

報告書の3ページには、「児童X」という定義されない人物が出現する。児童Xは、被害児童Aのことを指すことは、被害児童保護者であれば理解できるが、これを読んでくださるかたは、初見では理解できないだろう。報告書は（案）の段階で、被害児童に「児童X」を、加害者に「児童A～G」を割り付けていた。最終報告書で、「児童X」を「児童A」に、「児童A～G」を「児童B～H」に書き換えたのにも関わらず、修正が間に合っていない状態で、完成形として被害者保護者に渡っているわけです。

被害者保護者の手に渡る前に、何十人ものひとが、この報告書を確認したと漏れ伝え聞いています。調査委員会の構成員の誰もが、このような初歩的なミスをチェックできなかったのはなぜだろうか。被害者保護者が一読して気づくような、初歩的な記載ミスが残された状態で、被害者側に報告書が渡っているのが現実です。このようなミスが気づかれなかった背景には、被害者の立場で、報告書を点検する委員がひとりもいなかったこと、そもそも正確な事実関係の記述に対して、十分な関心がなかったことがあるのだろうと、被害者側としては怒りを通り越して呆れの気持ちで受け取っています。

また、報告書（案）の段階で、調査委員会が唐突に、児童A～児童Hのラベルを張り替えたことで、これまで被害者側により、旧来のラベルをもとに積み上げてきた事実関係の整理に、大規模なやり直しが必要になりました。コストに見合った、何らかのメリットがあったのだろうか。被害者が所見を書く際に、手元の資料と調査報告書で、児童名がズレることで、資料の確認が難しくなることは容易に想像ができたと考える。最後の最後で事実確認に対する妨害を行ったこと、大変遺憾に思います。

8.9 事実認定を終えてから、事実関係の確認を求められた、出鱈目な対応時系列

調査報告書（案）が7月に提示されて約半年がたった12月、小学校の教頭から唐突に提示された、学校の対応時系列（22～25ページ）は、でたらめであり、いじめが深刻化した4月下旬から5月下旬にかけての約1か月の記録が意図的に破棄されたものであった。なぜ、このような対応が是認されたか、

なお、被害者保護者の意図に反する形で、でたらめな対応時系列の掲載を調査委員会が決めたことに対する抗議文を、文意を動かさない形で個人情報削除し、以下に記す。

調査委員会（学校）が2024年8月から11月にかけて、被害者父親に行った電話説明では、調査委員会が新たに説明すべきことはなく、被害児童や保護者は、調査報告書の完成を待つことしか出来なかったはずだ。

なぜ手のひらを返したように、今になって唐突に調査の大前提となる事実確認（2023年4月から8月までの対応時系列の確認）を求められるのか、そして、会議形式の調査委員会を開けない状態で、なぜ被害者に新たな負担を求めるのか、被害者の言葉を制止しながら、思い出したくもない過去と向き合う負担だけを背負わせる、調査委員会には被害者任せの状態に大変な怒りを感じています。

なお、調査の被害者・加害者が「日時等」以外の内容の訂正を求めることは、調査の任意性・独立性を担保する観点から行ってよいのかどうか判断しかねるため、本件回答は被害者家族による「所感」に留まることにご留意いただければと思います。

必要な確認作業を行いました。また、「学校の対応について（別紙）」は、その根幹部分が事実と異なり、また、存在しない（保護者の学校への）訪問等が事実であるかのように捏造されているだけではなく、我々保護者が調査委員会に対して、ターニングポイント（転機）として、再三再四説明を求めている、2023年4月の父親の訪問とその際に行われたやりとりが隠ぺいされています。日付等の軽微な加筆修正だけで、文章に真実性を持たせることが不可能であることは、自明です。これまで1年かけて、保護者側の認識を文書にまとめて調査委員会にお渡ししてきました。立場の違いが認識の相違を生み出すのはやむを得ませんが、無かったことをあったかのように騙り、あったことをなかったかのように記録されているにもかかわらず、記録の矛盾を指摘し解消できないのはなぜでしょうか。被害者保護者に確認を求める前に、被害者保護者に見せられる状態にすることは、最低限の責務であるはずだ。保護者が時間をかけてまとめた文章を、なかったことにされていること、誠に遺憾です。

できることをやらなくてよいと判断したのは、調査委員会のどのような合意形成を経て行われたのでしょうか。本件、記録の改ざん及び隠ぺいに加担することは、「いじめ防止対策推進法」および「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に違反する恐れがあると、被害者保護者は判断します。適切な再発防止策は、適切な記録管理から生まれるものです。公務員として、社会人として最低限の（少なくとも被害者保護者はそのように考える）法令遵守（コンプライアンス）の価値観すら共有できない現状に、大きな怒りと失望とともに、呆れと悟りの感情も湧いてきています。

2024年12月6日に、担当者から書類送付の事前連絡を受けたとき、被害者保護者は、「調査報告書ができたので取りに来てほしい」という内容の電話であるはずであると確信しておりました。11月上旬に学校から電話があった時、「11月に手渡すべき調査報告書の完成が遅れている」との説明で、以降それ以上遅れるという説明はなかったからです。

学校からの書類を受け取って愕然としました。学校の対応時系列が、学校の対応の不備の責任を児童や保護者に押し付ける内容であるばかりか、不都合を隠蔽し、辻褃合わせのためかありもしない内容を捏造する内容であったためです。学校の時系列は、調査報告書の内容に整合

しないだけでなく、これまでに調査委員会に送付した、被害者保護者の証言とも矛盾する内容ばかりでした。なぜ、保護者が時間をかけてその都度まとめた文章を無視し、学校側の曖昧な記録と記憶のみを記述する判断に至ったのでしょうか。この状態で被害者保護者の目に触れれば、被害者保護者がどのように感じるかは理解できたはずで、確信犯でこのような対応をとられた事実に対し、強い憤りを覚えます。

(中略)

約1年半前から被害者保護者は「適切に事実を積み上げれば、何が問題だったのか自ずと見えてくる」と主張しており、適切な記録管理を求めてきましたが、調査委員会が組織ぐるみで記録と記憶があいまいになるまで時間稼ぎをしているのはなぜでしょうか。人権や法律よりも学校組織を守る方が大事だということでしょうか。第三者委員のみなさまも、いじめを受けた被害者の尊厳よりも、加害者の未来や学校組織の面子を守ることを優先されるのでしょうか。今回の矛盾は、適切な注意を払ってれば、先生を名乗る素養を持っているものなら、誰でも気付ける簡単なものです。見ようとしなければなぜでしょうか。異変を感じても見て見ぬふりをするから「いじめ」がなくなるのではないのでしょうか。

学校という閉鎖的な組織に、第三者が適切に関与すれば、再発防止策が検討され、同種のいじめが生じる環境を少しでも変えられるかもしれないと期待をしていましたが、第三者が、被害者側に寄り添うことを止め、学校の主張を鵜呑みにして、被害者やその家族が何を証言しても、時間をかけて文章にまとめても、読んでもらえないのであれば、なんのためのいじめ調査でしょうか。被害者も保護者も、いじめ被害を訴えたのに、口先だけの「指導」でいじめをエスカレートさせた挙句に、記録を改ざん・捏造する学校に、調査主体としての適性はあるのでしょうか。学校主体調査の問題点については、調査委員会発足前の2023年9月から被害者保護者が指摘しており、それでも第三者委員が目を見かねてなんとかすると、同12月に〇〇弁護士（当時調査委員会に所属していた委員）は強い言葉で約束してくれました。その意志は、調査委員会を代表した者であり、今でも有効であると認識しています。

調査報告書も学校側の対応事例列も、特に保護者と学校のコミュニケーションに関わるものについては、間違えだらけであることは、既にご指摘した通りです。間違えだらけの前提から、よりよい対応がありえたかを検討することは、不可能です。分析が終わってから、前提を差し替えるとは、どういうことでしょうか。如何に調査が不公正に行われたかについては、今後「所感」としてまとめさせていただきます。

今回のいじめ重大事態調査にあたった調査委員会の構成員は、第三者委員も含めてのベ十数人から数十人になりますが、被害者保護者に、被害者側の記録との不整合の指摘を受けてもなお、法やガイドラインに則った事実の積み上げや、被害者やその家族の保護や寄り添いなどの対応を、学校も学校設置者である札幌市・教育委員会も行いませんでした。法的に行うべき対応が行われていないことを申告しても、なぜ札幌市では、何事もなかったかのように有耶無耶にされるのか、不信感が湧きませんでした。

8.10 「第4部 再発防止策～いじめの防止に向けて～」は「絵に描いた餅」ですらない

「第4部 再発防止策」は本来、事故等の発生前（今回であればいじめの発生前）に立ち戻った時に「再発防止策」があれば、その発生が高確率で防げるような対策であり、その対策には合理性や蓋然性が必要で、もう一度、似たようなことがあった時に、同じような結末に導かれるうるようでは、不十分と考えます。過去に振り返り、どのステージで何

をすれば「いじめ」の悪化や発生を防げたかを考察し、いじめを抑え込むために、何が必要だったかを、ひとつひとつ積み上げ、「穴」を埋める必要がある。にも関わらず、2023年の6月から7月にかけて、いじめ重大事態が発生するか否かの瀬戸際で、被害者保護者が適用を求めても、改ざんまでして適用しなかった「学校いじめ防止基本方針」の改定だけで、対策ができていくかのように騙ることは、現実的とは言えないはずです。

調査委員会は当初、いじめ防止対策を「絵に描いた餅にしない」と主張されていましたが、結局は「絵にかいた餅にすらならない」状況が出来上がっています。

報告書33ページ「1 本校の教育活動や生徒指導の考え方」では、今回のいじめ調査とは全く関係のない、理想の学校像について書かれているが、このような“お花畑的理想論”を振りかざすもとで、「いじめ」を見て見ぬふりをする姿勢は、いじめ重大事態発生前から何も変わっておらず、学校は実質的には何も変える気がないという現実を、被害者側としては忸怩たる思いで見守っています。

また、第2節の「学校いじめ防止基本方針 改定の重点」にはかの一節があり、

本校で定めたいじめ防止基本方針に基づいてた組織的対応を行っていれば、本件のようないじめの重大事態に至ることはなかった可能性がある。

と、重大事態を回避できた可能性をかなり低く評価しています。そもそも（いじめ防止）法によって、いじめ防止と早期発見、適切かつ迅速な対応が（学校と教職員の）責務と規定されているのである。なぜ、2023年4月に、児童Aの保護者が、組織的対応を依頼しても、同年同月に改定された「学校いじめ防止対策指針」を適用するという判断に至らなかったのか、詳細な分析が必要であると考えます。

学校内でいじめが発生して、児童・両親から複数回の相談があっても、学校側が「いじめだと気づけなかった」言い訳ができるようでは、学校・教諭たちは、今回同様に、「いじめ」に気付かないふりをして、黙認・黙殺することになるという現状は、変わらないでしょう。8.2節にも記述しましたが、のちにいじめと認定される事案①～⑤の発生当初から、被害児童Aも両親も、学級担任だけではなく教頭にも、児童Aの身に起こったことや、それによって被害児童Aがどれだけ心を痛めているかをお伝えし、担任ひとりに抱え込まずに学校全体で取り組む「組織的対応」を依頼しています。それでもなお、「組織的対

応」を行わず「重大事態」に至った経緯を詳細に分析し、「落とし穴」を埋めなければ、ほとぼりが冷めた頃に同様なことが起こるでしょう。

残念ながら、新しい学校いじめ防止対策指針も、過剰に厚くした上にチェックシート等に様々な対応を転化しただけで、学校に居る様々なポジションの職員の責任分界点を明確化することにはなっていないし、対応メンバーを増やしただけで、誰がいつ何をやるかが分かりにくくなっているようにも見えます。

何よりも学校や教育委員会から独立した立場で、ワンストップで被害者に寄り添える人間が誰になるのか、加害者の保護を優先する学校・教育委員会から、被害者への無用な圧力から誰が被害者やその家族を守るのか、まったく規定されておらず、結局は被害者側が過大な負担を背負う状況は変わっていません。（SCもSSWも現行では教育委員会と雇用関係にあるため、言動や行動の幅に制限があることは疑う余地がなく、被害者の孤立につながる体制です。）

9. 再調査を求める要件への該当

平成25年施行の「いじめ防止対策推進法」（以下、法）や文部科学大臣による「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、方針）を受けて、「いじめ防止対策協議会」が設置され、法や方針にのっとった適切な調査が適切に行われるように作成された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）」（以下、ガイドライン、再掲）では、第10 地方公共団体の長による再調査 において、以下のような記載がある。

（再調査を行う必要があると考えられる場合）

- 例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。
 - 1 調査等により調査時には知りえなかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
 - 2 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
 - 3 学校の設置者及び学校の対応について、十分な調査が尽くされていない場合

4 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

（地方公共団体の長等に対する所見の提出）【再掲】

- 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果にかかる所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

学校側も、調査委員会の委員も、教育委員会の職員も、ガイドラインの記載を根拠に、「被害者や保護者は、再調査を求める機会があるのだから、不備があったら再調査を求めればよい」旨をわかるがわる幾度となく主張し、被害者側に寄り添うどころが、突き放しました。残念ながら、まず、「③学校の設置者及び学校の対応について、十分な調査が尽くされていない場合」への該当は、調査報告書自体と本所見、調査委員会と被害者側でやりとりされた文書の記録、調査委員会と学校で記録されている資料を分析すれば、自明であるかと思えます。

「①調査等により調査時には知りえなかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合」については、学校側による事例の選別や隠蔽、被害者やその保護者に対して行った、違法性が疑われる対応、そもそも客観調査とは言い難い杜撰で偏った事実の積み上げのなかで、取りこぼされた事実や黙殺された現実を、本所見の3、4、8章を中心に指摘させていただいています。この中に、十分に調査されていない重要な事実が、本当にひとつもないか、理性的な判断を期待します。

また、「②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合」については、たとえば8.6節で事案⑩について述べた学校による事案の改ざんや、事案⑩について、学校側が当初、事案から取り下げるよう被害者側に圧力をかけたり、その後二転三転して事案と取り上げる手のひら返しをしたりしたことなど、事前の調査事項確認が、学校側の隠ぺい工作と表裏一体で行われたことについて、そもそも事前の調査事項の確認手続きに不備があり、十分な調査を尽くせない状況を調査委員会自ら作り出したことについて、8.2～8.6節にあるような事実誤認が発生したことについて、再調査再確認と再発防止を強く求めたいと思います。

①～③については、学校やその管理職・担当教諭自身が、自分の対応の不備と向き合う困難さと、できれば不都合な真実を「なかったこと」にしたいという心の動きがありうると考えたとき、学校設置者である教育委員会が、適正な体制構築を主導しなければならなかったことかと思えます。

調査報告書（案）が示された後、被害者や保護者がその問題点を指摘して約十か月間もの時間がありながら、数十人規模の調査委員会が、被害者側の言葉をくみ上げることはありませんでした。学校と調査委員会は、ごまかしとアリバイ工作とかく乱に多くの時間を割いて、学校と自身の立場、加害者と教育委員会を守るためなら、法やガイドライン、その保護の対象になる被害者やその声は黙殺しても構わないと、行動で示されているのだろうと被害者側としては判断します。

また、第三者委員として調査委員会のメンバーに入っている、法律の専門家であるはずの弁護士が法やガイドラインの基本理念を見落とすことは考えづらく、学術関係者が「調査とは何であるか」を理解していないとも考えづらく、また、心理の専門家が、児童・保護者・学校教諭のきわめてシンプルな心の動きを読み切れないというのも、専門家の看板を背負う存在として考えづらいです。また、学校と被害者側が対立する中、ガイドラインの記載に反する形で、専門家氏名の非公開が教育委員会を通して調整されているという事実や、学校・経営・危機管理等の専門家が誰も選定されていないというのも、はじめから児童たちに責任のすべてを押し付けるつもりだったのではないかと疑念をぬぐえません。

「④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合」でないのに、各業界の専門家が自ら責任をもって取り組んだ業績に対し、氏名を非公表にすることなどあり得るのでしょうか。原著論文の査読など、匿名とすることに合理性が説明されているような事象ではないのです。結論を背負えない人たちに専門家を名乗る資格はあるのでしょうか。

また事案発生時系列には、5月前半に何も発生・進行していないことになっているが、そんなことがあり得ない。なぜ、いじめの進行について重要な時期の記録が、まったく記載されない異常な状況が、真実であるかのように記述されているか、個人情報やプライバシーが絡むため、学校からは持ち出すことができない記録の確認や精査を、再調査によって行われることを期待します。

10. おわりに

悪夢のような1年間からしばらくたち、我が家ではおのおのが消えないトラウマを抱えながらも、表面的には平和な生活を送れている。仲間や先生方にも恵まれ、クラスの中で

授業を受けられることの幸せを噛みしめている。当たり前のように学校に通える、通わせられることが、どれほど幸せなことか。復帰に向けて支えてくださった、転校先の小学校の先生がた、中学校の担任、管理職のみなさま、いろいろと察しながらも何事もなかったかのように受け入れてくれたクラスメートやその保護者を含めた、すべての皆様に感謝申し上げます。

ただ、思い起こせば、悪夢のような1年は、教育委員会や学校の先生、その取り巻きの人たちが、どれだけ子供たちを悲しませているか、彼らのちっぽけなプライドや理想のために、どれだけの児童が学校から一方的に排除されているか、認識せざるを得なくなった一年であった。

そして、悪夢から逃げ切ることができたにも関わらず、同じようにその「いじめ」が生み出す悪夢に苦しめられている子供たちやその親に対して、何も伝えられないのでは、

「いじめ」を黙認黙殺した学校側や傍観者と本質的に同類になってしまうことを恐れ、フラッシュバックに苦しみながらキーボードをたたいています。

この文章を、ここまで読んでくれたかたにはお伝えしたい。「いじめ」被害にあった場合、現時点では残念ながら「いじめ」は逃げるが勝ちです。「いじめ」を発生させた学校側が、「いじめ」を解決できるなんて思わない方がよいです。そもそも、まともな学校で「いじめ」は起こる前に担任が介入し、発生を未然に止めます。「いじめ」が発生する予兆をとられられず、発生しても見て見ぬふりするから、「いじめ」は深刻化するのです。心身や命の危険を及ぼす場所に留まるのは、合理的判断とは言えません。

保護者として、いつどこで間違えて、我が子がいじめられるに至ったのか、これまで、何度も何度も考え直しました。いまを思えば、札幌市の教育現場で何が起きているか把握せずに、我が子を札幌市の小学校に通わせることにした判断に間違いがあったのだろうと考えるに至っています。積み重なった隠ぺい体質は、一朝一夕で改善するものではありません。

なんの罪のない小学生たちを見殺しにしなければ成立できない、札幌市の小学校教育がむこう数年で劇的に改善することを期待するのは、非合理であるとは理解していますが、学校側が「いじめを隠蔽」できる体制を改め、「隠ぺい」が新たな「いじめ」を生む負の連鎖をどこかのタイミングで断ち切らないと、札幌市において子どもをうみ育てて良かったと思えるような状況は、今後も永久に生まれません。

札幌市長やその側近のみなさま、そして、この長い所見を最後まで読んでくれた皆さま、「いじめ」は重大な人権侵害で、それは「いじめ」を見て見ぬふりをするところから深刻化するものです。そして学校は、必ずしも人材が潤沢ではないのに被害者・加害者双方

の保護という、ある意味無理難題を強いられ身動きが取れず、身動きが取れなくなった結果、先生たちが自らの精神やプライドを守る過程で、いじめの黙認黙殺が進んでいるようにも見受けられます。このままでいいのでしょうか。

私たちは、教育を受ける権利を、理不尽に奪われる児童を生み続ける、札幌市の教育行政と小中学校の現状を適切なものとは思いません。幸運にも生き残ってしまった者の宿命として、このような思いをする家族は、これで最後にしてほしいです。（このくらいでと思うかたもいるかもしれませんが、客観調査で事実認定されるものは、現実で起こったことの半分に満たないことを補足します。）

「いじめ」をなかったことにすることが、得(インセンティブ)なのではありません。

「いじめ」が起ころないようにしたり、早い段階で抑えたりすることが、児童生徒だけではなく、学校教諭や学校そのもの、教育委員会のメンバーの幸せにもつながるのではないのでしょうか。みんなが笑って通える「いじめ」のない学校とは、どのようなものか、よく検討した上で学校や人事評価のシステムに反映がなされれば、ありがたいとも思います。

数年前、我々一家に降りかかったのは、「いじめ」だけでなく、それを黙認する学校と教育委員会の違法な対応と、いじめをなくすための調査を、いじめに対する不適切な対応を隠蔽するための道具にした「学校主体調査」は、その適用範囲を児童に対する聞き取り等に限定するなど、運用を改めるべきです。学校みずから、学校自身の悪癖や不十分な点は調べ切れるものではありません。また、ミス隠蔽できる状況下で、ミス隠蔽する弱い人間を咎める気もありません。はじめから隠蔽できないシステムがあればよいのです。

学校の学校による学校のための「いじめ対応」や「不適切な調査」をこのままにしていれば、今後も発生し続けるだろう被害者は救済されません。もっと、いじめ被害者を孤立させないように、現実的な再発防止策が組まれるように、法やガイドライン、指針等の運用を改めることを望むとともに、適正ないじめ対策をした教諭や学校が適切に評価されるようにシステムを改め、何十年後も残るようにしてほしいと願います。

適切ないじめ対策を進める、その小さな一歩として、本件を振り返り、再調査行うことに手を貸してはいただけないのでしょうか。我々は、もう一度、掘り返される覚悟ができています。